

○岩国市車いす貸付事業実施要綱

平成18年3月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者等に対し、車いすの貸付けを行うことにより、身体障害者等の福祉の向上を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により貸付けを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度身体障害者
- (2) ねたきり老人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(申請)

第3条 この要綱により貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車いす貸付申請書兼借受書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸付け)

第4条 市長は、前条の申請により貸し付ける資格があると認めるときは、車いすを貸し付けることができる。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、1か月を限度とし、更に必要と認める場合は、1か月延長することができる。

(対象者の責務)

第6条 市長は、対象者に対し、次の事項を厳守するよう求めるものとする

- (1) 車いすの使用については、十分注意し大切に取り扱いなければならない。
- (2) 車いすを第三者に転貸又は譲渡してはならない。
- (3) 車いすを自己の責めに帰すべき理由によって滅失したとき、又はき損したときは、原形に復するか、又はこれに必要な一切の費用を賠償しなければならない。
- (4) 貸付け及び返還に要する運搬は、自己の責任において行わなければならない。

(免責)

第7条 対象者の車いす使用中における事故について、市長は、その責めを負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩国市車いす貸付事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条の規定によりされた申請は、この要綱による改正後の岩国市車いす貸付事業実施要綱第3条の規定によりされた申請とみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。